

(平成 28 年 2 月 3 日制定、平成 28 年 2 月 8 日施行)
平成 29 年 3 月 3 日改正)

長野県警察が行う社会保障及び税の分野の個人番号関係事務における特定 個人情報取扱要領

第 1 総則

1 目的

この要領は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び長野県個人情報保護条例（平成 3 年長野県条例第 2 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を踏まえ、長野県警察が行う個人番号関係事務（社会保障及び税の分野に限る。以下同じ。）における特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次に定めるものを除き、番号法、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）、条例及び長野県警察における個人情報の管理に関する訓令（平成 18 年長野県警察本部訓令第 6 号。以下「訓令」という。）に定めるところによる。

(1) 「扶養親族」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 83 条に定める配偶者控除の対象となる控除対象配偶者、同法第 83 条の 2 に定める配偶者特別控除の対象となる配偶者、同法第 84 条に定める扶養控除の対象となる控除対象扶養親族並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 45 条の 3、同法第 317 条の 3 の 2 及び地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 2 条の 3 の 2 において給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載することとされている控除対象扶養親族以外の扶養親族をいう。

(2) 「個人番号関係事務」とは、次の事務をいう。

ア 源泉徴収票等作成事務

源泉徴収票等作成事務とは、所得税法、地方税法等の定めにより、源泉徴収義務者として、警察職員から特定個人情報の提供を受け、当該特定個人情報が記載された源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票及び退職所得の源泉徴収票をいう。以下同じ。）及び給与支払報告書等（給与支払報告書及び退職所得の特別徴収票をいう。以下同じ。）を作成し、所轄の税務署の長又は警察職員が居住する市区町村の長に提出する事務をいう。

イ 支払調書作成事務

支払調書作成事務とは、所得税法の定めにより、源泉徴収義務者として警察職員、扶養親族その他の個人（以下「警察職員等」という。）から特定個人情

報の提供を受け、当該特定個人情報記載された支払調書を作成し、所轄の税務署の長に提出する事務をいう。

ウ 雇用保険関連事務

雇用保険関連事務とは、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めにより、事業主として、警察職員から特定個人情報の提供を受け、当該特定個人情報が記載された雇用保険被保険者資格取得届等を作成し、所轄の公共職業安定所に提出する事務をいう。

エ 共済組合関係経由事務

共済組合関係経由事務とは、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の定めにより、所属機関として、警察職員から特定個人情報が記載された組合員資格取得届書等を受領し、警察共済組合に提出する事務をいう。

- (3) 「特定個人情報取扱者」とは、個人番号関係事務において特定個人情報を取り扱う者として訓令第 14 条第 1 項に基づき指名された者をいう。

3 特定個人情報の取扱範囲

個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報は、次のとおりとする。

- (1) 長野県警察が、番号法第 16 条に基づく本人確認の措置を実施するため、警察職員等から提示又は提出を受けた個人番号カード、運転免許証等の本人確認のための書類又はこれらの写しに記載されたもの
- (2) 長野県警察が、個人番号関係事務において作成又は提出する法定調書等に記載されたもの
- (3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、個人番号と関連付けて保存される個人情報として訓令第 5 条に規定する個人情報管理者が指定するもの

第 2 特定個人情報取扱者の選任

個人情報管理者は、別に定められたものを除き、第 1 の 2 (2) の個人番号関係事務ごとに各所属において当該個人番号関係事務を担当する警察職員又は個人情報管理者が適当と認めた警察職員を特定個人情報取扱者として指名するものとする。

第 3 個人番号関係事務における特定個人情報の取扱い

個人番号関係事務を行うときは、次の管理段階ごとに定める取扱方法、事務処理手順及び安全管理措置等を遵守しなければならない。

1 取得する段階

- (1) 個人番号の提供の求め

特定個人情報取扱者は、当該個人番号関係事務の発生が予想できた時点で、警察職員等に対し個人番号の提供を求めることができるものとする。

なお、特定個人情報取扱者は、警察職員等に対し、その利用目的を明示するに当たり、複数（その者の個人番号を利用するものに限る。）の利用目的をまとめて明示できるものとする。

(2) 本人確認

ア 警察職員の本人確認

(ア) 身元確認

特定個人情報取扱者は、原則として、個人番号カード、運転免許証等の本人確認のための書類（通知カードを除く。）により、警察職員の身元確認を行うものとする。ただし、以前に身元確認を行った警察職員であり、本人に相違ないことが明らかに判断できる者については、特定個人情報取扱者が警察職員を知覚し、長野県警察に所属する警察職員であることを認識することにより身元確認を行うことができる。

(イ) 番号確認

特定個人情報取扱者は、警察職員の個人番号を初めて取得する場合には、警察職員に対し、その個人番号カード又は通知カード（以下「個人番号カード等」という。）の提示又は写しの提出を求めることにより、番号確認を行うものとする。

また、警察職員の個人番号を初めて取得する場合以外の場合において、特定個人情報取扱者は、取得済みの個人番号と提出のあった書類に記載された個人番号とを照合するものとし、個人番号が一致しないときは、警察職員の記載誤りである場合を除き、警察職員に対し、個人番号カード等の提示又は写しの提出を求めることにより、番号確認を行うものとする。

イ 扶養親族の本人確認

(ア) 身元確認

警察職員がその扶養親族の身元確認を行うことから、特定個人情報取扱者は当該扶養親族の身元確認を要しない。

(イ) 番号確認

警察職員がその扶養親族の番号確認を行うことから、特定個人情報取扱者は当該扶養親族の番号確認を要しない。

ただし、特定個人情報取扱者は、当該扶養親族の個人番号が正確であるかの確認を行う場合には、警察職員に対し、その扶養親族の個人番号カード等の提示又はその写しの提出を求めることにより、番号確認を行うことができる。

ウ 警察職員及び扶養親族以外の個人に係る本人確認

(ア) 身元確認

特定個人情報取扱者は、原則として、個人番号カード、運転免許証等の本人確認のための書類（通知カードを除く。）により身元確認を行うものとし、これにより難しいときは、平成 27 年国税庁告示第 2 号に基づく方法により身元確認を行うものとする。

(イ) 番号確認

警察職員の本人確認に準じて行うものとする。

2 利用及び提供する段階

(1) 責任者の確認

特定個人情報取扱者は、特定個人情報に記載された法定調書等を提出するときは、必要事項を記載した台帳を作成し、個人情報管理者等（個人情報管理者又は特定個人情報を提供する前に確認することを職務とするものとして個人情報管理者が指名する警察職員をいい、当該特定個人情報取扱者を除く。）の確認を受けるものとする。

(2) 提供の方法

特定個人情報取扱者は、特定個人情報に記載された法定調書等を提出するに当たり、持参によるときは、紛失しないよう鍵のかかる鞆等に入れて持ち込むものとし、送付によるときは、配送中の紛失等を防止する措置が講じられた方法を用いるものとする。

3 保存する段階

(1) 特定個人情報ファイルの作成

特定個人情報取扱者は、取得した個人番号について、個人番号関係事務を行う必要が生じたときに円滑に利用できる形で管理するものとする。

また、特定個人情報取扱者は、取得した特定個人情報の保管について、必要事項を記載した台帳を作成し、個人情報管理者の確認を受けた上で、特定個人情報ファイルとして保管するものとする。

(2) 保管場所及び管理方法

ア 安全管理措置

特定個人情報ファイルは、特定個人情報取扱者以外の者が取り扱うことができないよう、施錠可能な書棚等への保管、アクセス制御の実施等の物理的及び技術的安全管理措置を講じた上で保存するものとする。

イ 保管状態の確認

特定個人情報取扱者は、特定個人情報ファイルの管理状況について、毎年1回以上確認するものとする。

4 廃棄又は抹消する段階

(1) 特定個人情報ファイルの廃棄又は抹消の時期

特定個人情報取扱者は、法令等で定められた保存期間を経過した場合又は当該特定個人情報が不要となった場合は、訓令及び長野県警察の文書取扱いに関する訓令（平成13年長野県警察本部訓令第1号）に定める手続を行い、廃棄又は抹消（以下「廃棄等」という。）をするものとする。

(2) 廃棄等の方法

特定個人情報取扱者は、特定個人情報ファイルが紙媒体の場合は細断等の方法により、電子媒体の場合は破壊等、復元できない方法により、適切に廃棄等をするものとする。

(3) 廃棄等の記録

特定個人情報取扱者は、特定個人情報ファイルの廃棄等をしたときは、必要事項を記載した台帳を作成し、個人情報管理者の確認を受けるものとする。この場合において、当該台帳には、個人番号自体は記録しないものとする。

第4 電磁的記録の安全確保

特定個人情報を含む電磁的記録の物理的及び技術的な安全確保の取扱いについては、長野県情報セキュリティポリシー、長野県警察の情報セキュリティに関する訓令（平成19年長野県警察本部訓令第5号。以下「セキュリティ訓令」という。）その他の関連規程に従うものとする。

第5 監査

1 定期及び随時の点検又は監査

特定個人情報の適正な管理に関する監査については、総括個人情報管理者の指示に従い、副総括個人情報管理者が、定期及び必要に応じ随時に点検又は監査を行い、その結果を総括個人情報管理者に報告するものとする。

2 特定個人情報を含む電磁的記録の監査

1の規定にかかわらず、特定個人情報を含む電磁的記録の監査については、長野県情報セキュリティポリシー、セキュリティ訓令その他の関連規程に従い実施する。

第6 その他

1 個人番号関係事務の手続

この要領に定めるもののほか、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な個人番号関係事務の手続については、第1の2(2)の個人番号関係事務ごとに定めるものとする。

2 法令等の遵守

警察職員は、この要領に定める事項のほか、訓令等の関係法令等の定めを遵守する。

3 安全確保上の問題への対応

個人番号関係事務において、特定個人情報の紛失、漏えい及び毀損の事案が発生した場合には、訓令第15条に従い、警察職員は、緊急かつ適切に対応しなければならないものとする。